健康サポート薬局に係る 届出の手引き

東大阪市保健所環境薬務課 令和3年8月

〒578-0941 東大阪市岩田町 4-3-22-500 (希来里 5F) TEL: 072-960-3804 FAX: 072-960-3807

目 次

健康サポート薬局に係る届出について	P 2
<変更届によるあらかじめの届出が必要なとき>	P 2
<健康サポート薬局の基準>	P 2
<届出に必要な書類など>	Р3
<留意事項>	P 5
<参考>	P 5
必要書類の様式	P8
(様式第六)変更届	P8
(様式第六)変更届:記載例	P 9
記載上の留意事項	P10
健康サポート薬局届出書添付書類一覧	P11

法 : 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

令 : 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令

規則:医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則

健康サポート薬局に係る届出について

かかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局の基本的な機能に加え、国民による主体的な健康の保持 増進を積極的に支援する機能を有する薬局を「健康サポート薬局」といいます。

「健康サポート薬局」である旨の表示をするときは、**あらかじめ**届出を行う必要があります。 (規則第 1 条、第 16 条の 2)

<変更届によるあらかじめの届出が必要なとき>

- ・新たに健康サポート薬局である旨の表示をするとき
- ・健康サポート薬局である旨の表示を取りやめるとき

く健康サポート薬局の基準>

- (1) かかりつけ薬局としての基本的機能
 - ①かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制
 - ②服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載
 - ③懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ
 - ④お薬手帳の活用
 - ⑤かかりつけ薬剤師・薬局の普及
 - ⑥24 時間対応
 - ⑦在宅対応
 - ⑧疑義照会等
 - ⑨受診勧奨
 - ⑩医師以外の他職種との連携
- (2) 健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築
 - ①受診勧奨
 - ②連携機関への紹介
 - ③地域における連携体制の構築とリストの作成
 - ④連携機関に対する紹介文書
 - ⑤関連団体等との連携及び協力
- (3) 常駐する薬剤師の資質
 - ①研修修了薬剤師の常駐
- (4) 設備
 - ①個人情報に配慮した相談窓口の設置

(5)表示

- ①薬局の外側における表示:健康サポート薬局である旨等
- ②薬局の内側における表示: 当該薬局で実施している健康サポートの具体的な内容
- (6) 要指導医薬品等、介護用品等の取扱い
 - ①要指導医薬品等、介護用品及び衛生材料等の取扱い

要指導医薬品等については、基本的な薬効群 (P6) を原則としつつ、地域の実情に応じ て、当該薬局に置いて供給すること。薬効群は、PMDAの一般用医薬品・要指導医薬品の 添付文書検索システム(https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/otcSearch/)に記載されて いるものであること。

②専門的知識に基づく説明

(7) 開店時間

- ①平日の営業日には連続して開局し、かつ、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には4時間 以上開局していること。
- (8) 健康サポートの取組
 - ①健康の保持増進に関する相談対応と記録の作成
 - ②健康サポートに関する具体的な取組の実施
 - ③健康サポートに関する取組の周知
 - ④健康の保持増進に関するポスター掲示、パンフレット配布

<届出に必要な書類など>

- ①変更届書 (P8)
- ②健康サポート薬局届出書添付書類一覧(P11~12)

添付書類について、申請者自ら確認の上、check欄にチェックをしたものを提出してください。

③添付書類

I. 当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した省令手順書 カン

カン n √

け

薬

局

- i) 患者がかかりつけ薬剤師を選択できることとし、かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供・指 導等を一元的・継続的に行うこと。
- ii) 患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記 録しておくこと。
- iii) 患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと。
- iv) 患者に使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組むこと。
- v) 患者に対し残薬確認、残薬解消、残薬発生の原因聴取とその対処に取り組むこと。
- vi)毎回、患者に服薬状況や体調変化を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必 要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を 実施するよう取り組むこと。
- vii) 患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明するとともに活用を促すこと。
- viii)お薬手帳利用者に、適切な利用方法を指導すること(医療機関・薬局への提示、体調の変化等の 記録、自身で購入した薬の記入等)。
- ix)お薬手帳の複数冊所持者に対し、お薬手帳の集約に努めること。
- x)薬剤師の基本的な役割の周知やかかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割等の説明を行い、かかりつ け薬剤師・薬局を持つよう促すこと。

- 3 -

的 機

 \mathcal{O} 基

本

- xi)開店時間外の電話相談等にも対応すること。かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対しては当該薬剤師が対応すること。
- x ii).医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用等の情報提供、 処方提案に適切に取り組むこと。
- x iii)上記のiii、iv、v、vi、x、x i 、x ii の実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。
- Ⅱ. 当該薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を示した勤務表
- Ⅲ. お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導のための適切な資料
- IV. かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明のための適切な資料
- V. 当該薬局薬剤師に 24 時間直接相談できる連絡先電話番号等について、事前に患者等に 対して説明し交付するための文書
- VI. 直近1年間の薬剤服用歴の記録や薬学的管理指導計画書の写し等の在宅患者に対する 薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類
- WII. 医療機関に対して情報提供する際の文書様式

健康

I. 当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した健康サポート業務 手順書

- i) 要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。
- ii) 健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施すること。
- iii) 健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと。
- iv) 上記 i ~iiiに基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。
- v) 以下のような場合に受診勧奨すること。
 - ・医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した 場合に、受診勧奨すること。
 - ・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合に、受診 勧奨すること。
 - ・定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。
 - ・状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合に、受診勧 奨すること。
 - ・要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合に受診勧奨すること。
- vi) 要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分 に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。

Ⅱ. 以下の事項を満たした医療機関その他の連携機関先のリスト

- ・地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断等の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれていること。
- ・医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先(電話番号、担当者名等)が記入できる様式であること。

Ⅲ. 以下の内容を記載できる紹介文書

- ・紹介先に関する情報、紹介元の薬局・薬剤師に関する情報、紹介文書を記載した年月日、薬局利用者に関する情報、相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報、薬剤師から見た紹介理由、その他特筆すべき事項
- IV. 地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料(事業の概要、参加人数、場所及び日時並びに当該薬局の薬剤師の参加内容などが分かるもの)

【取組例】

尿 サ ポ ー ト

機

能

- ・地域の職能団体による健康の保持増進の地域住民向けイベント等の開催への協力
- ・学校等を通じた、児童生徒に対する医薬品の適正使用の講演等
- ・老人クラブ等を通じた、高齢者に対する医薬品の適正使用の講演等
- ・地域の行政機関や関係団体等を通じた、地域住民に対する健康の保持増進に係る啓発イベント
- V. 有効な健康サポート薬局に係る研修の研修修了証及び勤務体制が確認できる資料
- VI. 個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料
- WI. 薬局の外側に掲示予定のもの(健康サポート薬局、要指導医薬品等に関する助言 や健康に関する相談を積極的に行っている旨)が確認できる資料
- ▼II. 薬局の中で提示予定のもの(実施している健康サポートの具体的な内容)が確認できる資料
- IX. 要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト
- X. 衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト
- XI. 開店している営業日、開店時間を記載した文書
- X II.要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応 内容の記録の様式が確認できる資料
- XⅢ.積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料(取組の概要、参加人数、 場所及び日時等が分かるもの)

【積極的な健康サポートの取組の実施例】

- ・薬剤師による薬の相談会の開催や禁煙相談の実施
- ・薬剤師による健診の受診勧奨や認知症早期発見につなげる取組
- ・医師や保健師と連携した糖尿病予防教室の開催
- ・管理栄養士と連携した栄養相談会の開催
- XIV.薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料 (取組の概要等が分かるもの)

【取組発信例】

- ・地域の薬剤師会等での学術大会や勉強会での発表、地域の薬剤師会広報誌への掲載
- ・医学薬学等に関する学会への発表や学術論文の投稿
- ・健康増進に関する情報発信を目的としているホームページにおける情報発信
- ・地域の住民向け広報誌など様々な媒体を活用した情報発信
- XV.国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示 やパンフレットの配布が確認できる資料

<留意事項>

- ①「健康サポート薬局届出添付書類一覧」を用いて、添付書類が全て整っていることを確認した 上で、必要事項を記入し、書類とともに提出してください。
- ②患者の情報等、個人情報を含む添付書類については、個人情報部分を黒塗りした上でご提出ください。
- ③健康サポート薬局の取組については、過去1年間の実績があることを確認できるように、資料を当該薬局に保存してください。

く参考>

①健康サポート薬局の趣旨や基準等の詳細については「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について(平成 28 年 2 月12日付け薬生発 0212 第 5 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)」をご覧ください。

②薬効群毎分類リスト

薬効群名	商品名
かぜ薬(内用)	V 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
解熱鎮痛薬	
催眠鎮静薬	
眠気防止薬	
鎮うん薬(乗物酔防止薬、つわり用薬を含む)	
小児鎮静薬(小児五疳薬等)	
その他の精神神経用薬	
ヒスタミン H2 受容体拮抗剤含有薬	
制酸薬	
健胃薬	
整腸薬	
制酸・健胃・消化・整腸を2以上標榜するもの	
胃腸鎮痛鎮けい薬	
上瀉薬	
瀉下薬(下剤)	
浣腸薬	
強心薬(センソ含有製剤等) 動脈硬化用薬(リノール酸、レシチン主薬製剤等)	
動脈硬化用業 (リノール酸、レンテン主業製剤等) その他の循環器・血液用薬	
望咳去痰薬 - 血液用染 - 血液用染 - 血液用染 - 血液 - 血	
含嗽薬	
古	
の用意疾用剤、外用療疾用剤 その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬	
での他の他派生地語自及び肛門用架 ビタミン主薬製剤、ビタミンA主薬製剤、ビタミンD主薬製剤、	
ビクミン王衆穀刑、ビクミン A 王衆穀刑、ビクミン D 王衆穀刑、 ビタミン E 主薬製剤、ビタミン B1 主薬製剤、ビタミン B2 主薬製	
薬製剤、ビタミン B2B6 主薬製剤、ビタミン EC 主薬製剤、ビタミ	
ン B1B6B12 主薬製剤、ビタミン含有保健薬 (ビタミン剤等)、	
カルシウム主薬製剤、タンパク・アミノ酸主薬製剤	
その他の滋養強壮保健薬	
婦人薬	
その他の女性用薬	
抗ヒスタミン薬主薬製剤	
その他のアレルギー用薬	
殺菌消毒薬(特殊絆創膏を含む)	
しもやけ・あかぎれ用薬	
化膿性疾患用薬	
鎮痛・鎮痒・収れん・消炎薬(バップ剤を含む)	
みずむし・たむし用薬	
皮膚軟化薬(吸出しを含む)	
毛髪用薬(発毛、養毛、ふけ、かゆみ止め用薬等)	
その他の外皮用薬	
一般点眼薬、人工涙液、洗眼薬	<u> </u>
抗菌性点眼薬	<u> </u>
アレルギー用点眼薬	<u> </u>
鼻炎用内服薬、鼻炎用点鼻薬	
口腔咽喉薬(せき、たんを標榜しないトローチ剤を含む)	
口内炎用薬	
歯痛・歯槽膿漏薬	
禁煙補助剤	<u> </u>
漢方製剤、生薬製剤(他の薬効群に属さない製剤)、生薬主薬製剤	1
選手薬 (他の果効料に属さない表別)、主衆主衆表別 消毒薬	
殺虫薬	1
以山木	

③衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト

【衛生材料】

製品群	品目
救急手当用品	救急箱、絆創膏、防水フィルム(きず用)、脱脂綿、清浄綿、ガーゼ、 滅菌ガーゼ、包帯通常タイプ、包帯伸縮タイプ、包帯粘着タイプ、 ネット包帯、リント布、三角布、T字帯、眼帯、指サック
保護・固定健康用具	テーピングテープ (キネシオテープ)、サージカルテープ (ホワイトテープ)、サポーター
ヘルスケア用品	マスク、ウイルス・花粉対策マスク、耳栓、水差し、綿棒、 爪切り・毛抜き、ピンセット、耳かき、基礎体温表、生理用ナプキン、 生理用タンポン、おりものシート
服薬支援用品	オブラート、お薬服用ゼリー、カプセル
避妊・性交関連用品	避妊具 (コンドーム等)
熱さまし用品	アイス枕、氷嚢、冷却シート、瞬間冷却スプレー
コンタクトレンズケア用品	コンタクトレンズ洗浄・保存・消毒液

【介護用品】

製品群	品目
大人用オムツ	大人用オムツ (フラットタイプ)、大人用オムツ (パンツタイプ)、 大人用失禁パット、大人用失禁パンツ
介護用品	介護用洗浄用品(清拭剤・ウェットナプキン、ボディソープ・シャンプー等)、介護用消臭・脱臭用品(防臭剤、除菌剤、オムツ取替え手袋等)、介護用食事用品(スプーン・フォーク、コップホルダー、水飲み、エプロン等)、褥瘡予防具(クッションマット、パット等)、介護用肌着・寝間着類
介護用品 ※カタログによる提供でも可	排泄関連用具(ポータブルトイレ、トイレ用手すり等)、入浴関連用具(滑り止めマット、シャワーチェア、浴槽台、浴槽用手すり等)、療養ベッド、歩行補助器(歩行器、杖、歩行補助杖、車椅子等)

様式第六

変更届書

業	務等の種	重 別				薬	局				
許 可 番 号 、 認 定 番 号 又は登録番号及び年月日			第 薬局 -			号、	•	年		月	П
薬 局 、 主 た る 機 能 を 名称 有する事務所、製造所、											
	、営業所又は事業所	所在地	東大阪市								
als:	事項		変	更	前			変	更	後	
変 更 健康サポート薬局で 内 ある旨の表示の有無 容											
変更年月日											
	備	ス ラ	担当者氏名	:		連	絡先:				

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主 たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)

(宛先) 東大阪市長

様式第六 <記載例>

変更届書

業	務等の種	重 別	薬	局	1	
	番号、認定登録番号及び		第 薬局 - OOOOO号、OO年OO月OO日			
	. 主たる機能を 事務所、製造所、	名称	〇〇薬局		3	
	営業所又は事業所	所在地	東大阪市 〇〇町〇丁目〇番	〇号 〇〇ビル1階	4	
	事 項		変更前	変 更 後		
変更内容	更 「健康サポート薬局」で 内 ある旨の表示の有無		無	有	(5)	
変更年月日			〇〇年〇〇月〇〇日			
	備	岑	担当者氏名: 〇〇	連絡先: 0000-000	7	

上記により、変更の届出をします。

○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 (a) 住所 (法人にあつては、主 たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名) 株式会社○○薬局(代表取締役 ◆◆ ◆◆)

(宛先) 東大阪市長

<記載上の留意事項(健康サポート薬局に係る変更届)>

- ① 業務等の種別
 - ・「薬局」と記載すること。
- ② 許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日
 - ・許可番号は、許可証に記載されている番号を「第」から「号」まで記載すること。
 - ・許可年月日は、許可証に記載されている有効期間の開始年月日を記載すること。発行年月日 と間違えないこと。
- ③ 薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所の名称
 - ・許可証に記載された名称を記載すること。
- ④ 薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所の所在地
 - ・許可証に記載された所在地を記載すること。
- ⑤ 変更内容
 - ・変更事項に「健康サポート薬局である旨の表示の有無」と記載すること。
 - ・新たに表示をするときは、変更前の欄に「無」、変更後の欄に「有」と記載すること。
 - ・表示を取りやめるときは、変更前の欄に「有」、変更後の欄に「無」と記載すること。
- ⑥ 変更年月日
 - ・事前の届出となりますので、⑨の提出日以降の年月日を記載すること。
- ⑦ 備考
 - ・担当者の氏名及び連絡先を記載すること。
- ⑧ 提出年月日
 - ・保健所窓口に提出した年月日を記載すること。
- ⑨ 申請者の住所及び氏名
 - ・法人の場合は、登記されている本社の所在地、商号及び代表取締役氏名を記載すること。

	健康サポート薬局届出書添付書類一覧(1/2)	施行通知該当頁*	check
	I. 当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した省令手順書		
	i. 患者がかかりつけ薬剤師を選択できることとし、かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供・指導等を一元的・継続的に行うこと。	p4-5:(1)①	
カュ	ii. 患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録しておくこと。	p4-5:(1)①	
カュ	iii. 患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと。	p5:(1)②	
Ŋ	iv. 患者に使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組むこと。	p5:(1)②	
	v. 患者に対し残薬確認、残薬解消、残薬発生の原因聴取とその対処に取り組むこと。	p5-6:(1)③	
つ	vi. 毎回、患者に服薬状況や体調変化を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、 患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するよう取り組むこと。	p5-6:(1)③	
け	vii. 患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明するとともに活用を促すこと。	p6-7:(1)4	
薬	viii. お薬手帳利用者に、適切な利用方法を指導すること(医療機関・薬局への提示、体調の変化等の記録、自身で購入した薬の記入等)。	p6-7:(1)④	
局	ix. お薬手帳の複数冊所持者に対し、お薬手帳の集約に努めること。	p6-7:(1)4	
/HJ	x. 薬剤師の基本的な役割の周知やかかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割等の説明を行い、かかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと。	p7-8:(1)⑤	
0	x i.開店時間外の電話相談等にも対応すること。かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対しては当該薬剤師が対応すること。	p8:(1)⑥	
基	x ii.医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用等の情報提供、処方提案に適切に取り組むこと。	p8-9:(1)®	
本	x iii.上記のiii、iv、 v 、vi 、 x 、 x i 、 x ii の実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。		
	Ⅲ. 当該薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を示した勤務表	p4-5:(1)①	
的	Ⅲ. お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導のための適切な資料	p6-7:(1)4	
機	IV. かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明のための適切な資料	P7-8:(1)⑤	
能	V. 当該薬局薬剤師に 24 時間直接相談できる連絡先電話番号等について、事前に患者等に対して説明し交付するための文書	p8:(1)⑥	
	VI. 直近1年間の薬剤服用歴の記録や薬学的管理指導計画書の写し等の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類	p8:(1)⑦	
	Ⅷ. 医療機関に対して情報提供する際の文書様式	p8-9:(1)®	
	I. 当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した健康サポート業務手順書		
	i.要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。	p9-10:(2)①	
健康	ii.健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡を取り、	p9-10:(2)①	
康	連携して相談に対応すること。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施		
ポ	すること。		
 	iii.健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の	p10:(2)2	
機	実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関		
能	を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと。		
	iv.上記i~iiiに基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。	p11-12:(2)4	

	健康サポート薬局届出書添付書類一覧(2/2)	施行通知該当頁*	check
	v.以下のような場合に受診勧奨すること。 ・医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合に、受診勧奨すること。 ・要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合に受診勧奨すること。 vi.要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。	p14·15:(6)① p15:(6)②	
<u>+</u>	 II. 以下の事項を満たした医療機関その他の連携機関先のリスト ・地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断等の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれていること。 ・医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先(電話番号、担当者名等)が記入できる様式であること。 	p10-11:(2)③	
ぎ ト	Ⅲ. 以下の内容を記載できる紹介文書・紹介先に関する情報、紹介元の薬局・薬剤師に関する情報、紹介文書を記載した年月日、薬局利用者に関する情報、相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報、薬剤師から見た紹介理由、その他特筆すべき事項	p11-12:(2)④	
97	IV. 地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料(事業の概要、参加人数、場所及び日時並びに当該薬局の薬剤師の参加内容などが分かるもの)	p12:(2)⑤	
`	 V. 有効な健康サポート薬局に係る研修の研修修了証及び勤務体制が確認できる資料	p13:(3)⑥	
k Ž		p13:(4)②	
NIN NIN	VII. 薬局の外側に掲示予定のもの(健康サポート薬局、要指導医薬品等に関する助言や健康に関する相談を積極的に行っている旨)が確認 できる資料	p13-14:(5)①	
	VIII. 薬局の中で提示予定のもの(実施している健康サポートの具体的な内容)が確認できる資料	p14:(5)②	
	IX. 要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト	p14-15:(6)①	
	X. 衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト	p14-15:(6)①	
	X I.開店している営業日、開店時間を記載した文書	p15-16:(7)③	
	XII.要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料	p16:(8)①	
	XⅢ.積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料(取組の概要、参加人数、場所及び日時等が分かるもの)	p16:(8)②	
	XIV.薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料(取組の概要等が分かるもの)	p16-17:(8)③	
	XV.国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料	p17:(8)4	

^{*}施行通知:医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について(平成28年2月12日付け 薬生発0212第5号)